

広島県告示第二百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定によつて、平成二十四年三月十四日に広島県農業振興地域整備基本方針を変更したので、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦